	4　次の小分野における金融サービスの個人の提供者及び免許を有する個人は、イスラエルの国民又は永住者とし、また、当該サービスを提供する免許を有する企業は、地位を有する者であって、イスラエルの国民又は永住者であるものを少なくとも一人任命する。 (a)　ノンバンクの信用サービス 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ（金融資産の保管及び運営を含む。） (b)　(c)　決済サービス（送金及び通貨の交換を含む。） 注　この表（留保事項十六を除く。）の適用上、「地位を有する者」とは、代表取締役、最高業務責任者、代表取締役代理、副代表取締役若しくは他の同等の地位にある者、取締役又は代表取締役に対して直接報告を行う他の職員であって、会社法（千九百九十九年）第一条に規定するものをいう。
十五 分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	金融業 決済サービス及び清算サービス 内国民待遇（第二条） 証券法（千九百六十八年） テルアビブ証券取引所・手形交換所規則第一部第二章第二条 1　テルアビブ証券取引所（ＴＡＳＥ）における決済サービス及び清算サービスは、ＴＡＳＥの会員であり、かつ、イスラエルに設立される企業によって提供されなければならない。 2　ＴＡＳＥの外国会員の資格（遠隔会員の資格）は、関連する規制の要件を満たす場合において取得が可能となる。 3　ＴＡＳＥの遠隔会員は、ＴＡＳＥの決済サービス及び清算サービスを提供することができない。
十六 分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	郵便サービス、クーリエ・サービス及び金融サービス 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条） 郵便法（千九百八十六年）第一条から第一条Ｈまで、第五条Ａから第五条Ｃまで及び第八十八条から第八十八条Ｕまで イスラエル郵便会社一般免許（二千十五年）第四十二条及び付録ｃ イスラエル郵便会社一般免許（二千十五年）に基づいて郵便サービス、クーリエ・サービス及び金融サービスを行う免許を有する者における取締役及びイスラエル郵便会社一般免許（二千十五年）付録ｃに規定する地位を有する者の過半数は、イスラエルに居住するイスラエルの国民であって、保安上の認可を有するものとする。
十七 分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	土地測量業 内国民待遇（第二条） 土地測量技師規則（千九百八十二年）第三条 測量に関する政令（千九百二十九年）第三条 土地測量技師の免許を取得するためには、イスラエルの国籍が必要とされる。
十八 分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	全ての分野 経営幹部及び取締役会（第七条） 会社法（千九百九十九年）第二百三十九条及び第二百四十条 公開企業又は公衆に対して債券を発行した企業（以下「社債企業」という。）は、その取締役会において、イスラエルの国民、永住者である少なくとも二人の社外取締役を任命する。ただし、公開企業又は社債企業であって、その株式若しくは債務若しくはこれらの一部がイスラエルの国外において一般に公開されたもの又はイスラエルの国外の証券取引所に登録されているものは、イスラエルの国民又は永住者でない社外取締役を任命することができる。
十九 分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置	全ての分野 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 破産に関する政令（千九百八十年） 会社法（千九百九十九年）第三百五十条から第三百五十一条まで 会社に関する政令（千九百八十三年）

概要	1　投資家又は投資財産が、破産又は支払不能を宣言され、及び債務の再編の手続の対象となる場合には、イスラエルは、当該手続に必要な範囲内で、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の移転を要求することができる。 2　投資家又は投資財産が、破産又は支払不能を宣言され、及び債務の再編の手続の対象となる企業又は個人とのライセンス契約であって、この協定第六条1(h)に規定するものの当事者である場合には、イスラエルは、当該ライセンス契約の期間の継続及び当該契約の解除又は拒否を要求することができる。
二十 分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	全ての分野 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 危険物質法（千九百九十三年） アスベストの危険及び損害を与える粉じんの防止法（二千十一年） 電気機器及び電子機器並びに電池の環境に配慮した処理法（二千十二年） 水に関する法（千九百五十九年） 危険物質規則（危険物質の輸出入）（千九百九十四年） 害虫防除方法規制法（二千十六年） こん包材料取扱法（二千十一年） 1　危険物質取扱者の許可を受けるためには、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされる。 2　電気機器及び電子機器並びに電池の環境に配慮した処理のための廃棄物処分を行う企業は、イスラエルの国民又は永住者のみを雇用する。 3　害虫防除者の免許を取得するためには、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされる。 4　アスベストの回収及び処理のための許可を取得するためには、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされる。 5　アスベストの解体又は除去を行うアスベストの請負業者の少なくとも一人の従業員は、イスラエルの国民又は永住者とする。 6　こん包材料の廃棄物の輸出は、こん包材料取扱法（二千十一年）に従って再生利用の目標の二十パーセントに制限される。 7　危険物質の輸出許可を取得するためには、環境保護省による承認が必要とされる。
二十一 分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	雇用請負サービス 建物の清掃サービス 経営幹部及び取締役会（第七条） 民間雇用請負業者による労働者雇用法（千九百九十六年） 会社法（千九百九十九年）第一条 建物の清掃サービスにおいて労働者を雇用する民間雇用請負企業は、地位を有する者であって、イスラエルの国民又は永住者であるものを少なくとも一人任命する。

附属書Ⅱ　第八条2に規定する適合しない措置

1　締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動について、第八条2の規定に従って記載するものである。

(a)　第二条
(b)　第三条
(c)　第六条
(d)　第七条

2　表の留保事項には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。
(b)　小分野。「小分野」には、記載する場合には、留保事項が対象とする個別の小分野を示す。
(c)　産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動であって国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを透明性の観点からのみ示す。
(d)　関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であって、第八条2の規定に従って、留保事項に掲げる分野、小分野又は活動について適用しないものを特定する。